

令和5年度天童市花いっぱい運動実施要領

(趣旨)

第1条 市長は、明るく住み良いまちづくりに寄与し、花と緑に囲まれたうるおいのある環境づくりを奨励かつ推進するため、地域住民が自主的に花いっぱい運動に取り組む場合において、参加団体に対し、当該運動を実施するのに要する現物を支給する。

(対象事業)

第2条 花いっぱい運動の対象となる事業は、次に掲げる場所において当該運動を推進する事業とする。

- (1) 道路に面した場所及び歩道
- (2) 公園、公民館等の公共施設及びこれらに類する場所
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(対象団体等)

第3条 当該事業に参加できる団体等は、次に掲げる団体とする。

- (1) 市内の町内会等
- (2) 市内の事業所
- (3) その他市長が認める団体等

(支給対象物)

第4条 当該運動における現物支給対象物は、次に掲げるものとする。

- (1) 花の苗
- (対象としない物)

第5条 当該運動における現物支給対象としない物は、次に掲げるものとする。

- (1) プランター
 - (2) 土、肥料等
- (現物交付申込書)

第6条 現物交付申込書の提出期限は、市長が別に定めた日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 現物交付申請書(別記様式第1号)
 - (2) その他市長が必要と認めた書類
- (実績報告書)

第7条 実績報告書は、事業終了後速やかに提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認めた書類
- (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。